

(三) 国土交通大臣は、(一)の許可を受けた者が(二)の事項を遵守していないと認めるときは、特定改造等の適確な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第九九条の三第六項関係)

(四) 国土交通大臣は、(一)の許可を受けた者が一定の要件に該当するときは、期間を定めて特定改造等の停止を命じ、又は(一)の許可を取り消すことができることとした。(第九九条の三第七項関係)

(五) 国土交通大臣は、(一)の許可に関する事務の一部を独立行政法人自動車技術総合機構に行わせることとした。(第九九条の三第八項関係)

8 自動車検査証の電子化  
自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識できない方法により記録されたカードとするともに、当該自動車検査証は、特定の自動車を識別して行う事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて国土交通省令で定めるものが、自動車検査証の自動車検査証記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該事務を処理するために必要な事項を記録して利用することができることとした。(第五八条第二項及び第三項関係)

9 継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託  
国土交通大臣は、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができることとした。(第七四条の五第一項関係)

10 自動車検査証の変更記録に関する事務の委託  
国土交通大臣は、自動車検査証の変更記録に関する事務を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができることとした。(第七四条の六第一項関係)

11 施行期日  
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(法律第一五号)(法務省)

1 目的  
この法律は、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化を図るため、登記官による表題部所有者不明土地の所有者等の探索及び当該探索の結果に基づく表題部所有者の登記並びに所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理に関する措置を講ずることにより、表題部所有者不明土地に係る権利関係の明確化及びその適正な利用を促進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とするものとした。(第一条関係)

2 定義  
(一) 「表題部所有者不明土地」とは、所有権の登記がない一筆の土地のうち、表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないものをいうこととした。(第二条第一項関係)

(二) 「所有者等」とは、所有権が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団(以下「法人でない社団等」という。を含む)をいうこととした。(第二条第二項関係)

(三) 「所有者等特定不能土地」とは、所有者等を特定することができなかった旨の登記がある表題部所有者不明土地をいうこととした。(第二条第三項関係)

(四) 「特定社団等帰属土地」とは、表題部所有者不明土地が法人でない社団等に属するとき又は属していたときにおいて表題部所有者として登記すべき者を特定することができない旨の登記がある表題部所有者不明土地であつて、現に法人でない社団等に属するものをいうこととした。(第二条第四項関係)

(五) 「登記記録」、「表題部」又は「表題部所有者」とは、それぞれ不動産登記法(平成一六年法律第一二三号)に規定する登記記録、表題部又は表題部所有者をいうこととした。(第二条第五項関係)

3 登記官による所有者等の探索  
(一) 登記官は、表題部所有者不明土地について、当該表題部所有者不明土地の現況等の事情を考慮して、表題部所有者不明土地の登記の適正化を図る必要があると認めるときは、職権で、その所有者等の探索を行うこととし、当該探索を行うときは、あらかじめ、その旨等の事項を公告しなければならないこととした。(第三条第一八条関係)

(二) 所有者等探索委員による調査  
法務局及び地方法務局に、所有者等の探索のために必要な調査をさせ、登記官に意見を提出させるため、所有者等探索委員を置くこと等とした。(第九九条第一三条関係)

(三) 所有者等の特定及び表題部所有者の登記  
(1) 登記官は、所有者等の探索により得られた情報の内容等を総合的に考慮して、当該探索に係る表題部所有者不明土地の表題部所有者として登記すべき者があるかの判断(以下「所有者等の特定」という)をすること等とした。(第四条関係)

(2) 登記官は、所有者等の特定をしたときは、当該所有者等の特定に係る表題部所有者不明土地につき、職権で、遅滞なく、表題部所有者の登記を抹消するとともに、不動産登記法の規定にかかわらず、当該表題部所有者不明土地の表題部に、表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所等を登記することとし、当該登記をしようとするときは、あらかじめ、その旨等の事項を公告しなければならないこと等とした。(第一五条関係)

(3) 登記官は、(2)の規定による登記をしたときは、遅滞なく、その旨等の事項を公告しなければならないこととした。(第一六条関係)

4 所有者等特定不能土地の管理  
裁判所は、所有者等特定不能土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、その申立てに係る所有者等特定不能土地を対象として、特定不能土地等管理者による管理を命ずることができることとし、選任された特定不能土地等管理者が保存行為等の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならないこと等とした。(第一九条第一二九条関係)

5 特定社団等帰属土地の管理  
裁判所は、特定社団等帰属土地について、当該特定社団等帰属土地が帰属する法人でない社団等の代表者又は管理人が選任されておらず、かつ、当該法人でない社団等の全ての構成員を特定することができず、又はその所在が明らかでない場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、その申立てに係る特定社団等帰属土地を対象として、特定社団等帰属土地等管理者による管理を命ずる処分をすることができること等とした。(第三〇条関係)

6 附則  
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、4及び5等の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令(政令第一〇号)(文部科学省)

1 国立大学法人法施行令の一部改正(第一条関係)  
(一) 国立大学法人法(以下「法」という)附則第二三条第一項の政令で定める金額は、平成二四年度一般会計補正予算(第一号)により政府から当該国立大学法人に対し出資された資金の管理により生じた運用利益金に相当する金額とするものとした。

(二) 法附則第二三条第一項の規定による納付金の帰属先等に係る規定を整備することとした。

2 学校教育法等の一部を改正する法律附則第四條第三項の評価委員等に係る規定を整備することとした。(第二條関係)

3 この政令は、公布の日から施行するものとする。

4 附則  
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、4及び5等の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

5 特定社団等帰属土地の管理  
裁判所は、特定社団等帰属土地について、当該特定社団等帰属土地が帰属する法人でない社団等の代表者又は管理人が選任されておらず、かつ、当該法人でない社団等の全ての構成員を特定することができず、又はその所在が明らかでない場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、その申立てに係る特定社団等帰属土地を対象として、特定社団等帰属土地等管理者による管理を命ずる処分をすることができること等とした。(第三〇条関係)

6 附則  
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、4及び5等の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。